

# 台風19号被災者支援活動報告書

	ページ
1. 防災会議開催	2
2. 伊豆の国市現地支援 第一回（10月30日、31日）	
2-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内	3
2-2. 現地支援活動概況及び費用実績明細	4
2-3. 現地支援活動記録	5～7
3. 函南町現地支援（11月18日）	
3-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内	8
3-2. 現地支援活動概況及び費用実績明細	9
3-3. 現地支援活動記録	10～11
4. 伊豆の国市現地支援 第二回（11月24日）	
4-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内	12
4-2. 現地支援活動概況及び費用実績明細	13
4-3. 現地支援活動記録	14～15
5. 現地支援状況写真	16～17

2019年12月21日

公益社団法人日本技術士会中部本部

静岡県支部防災委員会/防災研究会

（編集：柴田達哉/吉田建彦）

## 1. 防災会議（「災害時支援活動計画」第4項・5項による）開催

### 第一回防災会議

日時：2019年10月26日(土)

場所：静岡労政会館

出席者：（役員会と共催したが、防災会議構成員のみ下記記述）

山之上支部長、岩田副支部長、岡井副支部長、柴田防災委員長、  
馬淵防災委員、土井防災委員、吉田防災研究会長

議題：静岡県災害対策士業連絡会の提案に基づき、10月30日、31日  
両日、伊豆の国市の被災者支援活動に参加する件。

決定事項：防災支援員を派遣することを決定。

### 第二回防災会議

日時：2019年11月16日(土)

場所：静岡クーポール会館

出席者：（役員会と共催したが、防災会議構成員のみ下記記述）

山之上支部長、岩田副支部長、角入副支部長、岡井副支部長、  
柴田防災委員長、馬淵防災委員、土井防災委員、小泉防災研究会員、  
吉田防災研究会長

議題：静岡県災害対策士業連絡会の提案に基づき、11月18日、函南町、  
11月24日、伊豆の国市第二回の被災者支援活動に参加する件。

決定事項：防災支援員を派遣することを決定。

## 2. 伊豆の国市現地支援 第一回(10月30日、31日)

## 2-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内



# 令和元年台風19号災害 専門家による**無料** 生活なんでも相談

罹災証明って  
何に使えるの?  
認定は変わらないの?

税金の減額に  
ついて知りたい

事業者にも役立つ  
情報を知りたい

家の修理に補助金  
がもらえる?

**日時** 2019年 **予約不要**

**10月30日**(水) **31日**(木) 9:00~17:00

**場所** 伊豆の国市役所  
伊豆長岡庁舎3F

**内容** **相談は全て無料**

弁護士 司法書士  
行政書士 建築士  
公認会計士 技術士  
土地家屋調査士 等の  
専門家が、  
ご相談をお聞きします。

**被災された方の生活再建に関する相談**  
(令和元年台風19号に関する相談に限る。)

車や家のローン 住宅の修理 借地 借家  
お金の支援 支払い・手続 を待ってほしい

**専門家派遣協力** 静岡県災害対策士業連絡会

お問合せ 静岡県弁護士会 ☎ 055-931-1848  
(静岡県災害対策士業連絡会事務局)  
平日9:00~12:00 13:00~17:00



## 2-2. 現地支援活動概況及び費用実績明細

活動概況：静岡県災害対策士業連絡会は台風19号（10月18日、19日襲来）により被災した伊豆の国市への支援活動を10月30日、31日両日行うことになり、日本技術士会静岡県支部も参画した。当該時点では避難所で避難生活している人はおらず、被災者の自宅・仕事など生活上の困りごとに対し他士業とともに相談に応じた。

県支部で支援に赴いた防災支援員と参加日程、交通費を以下に示す。

日付け	防災支援員氏名と交通費詳細						
	柴田達哉	長嶋滋孔	岡井政彦	吉田建彦	角入一典	山之上誠	岩田良明
10月 30日 (水)	9時～ 11時	9時～ 15時	9時～ 15時	9時～ 15時	15時～ 18時		
10月 31日 (木)					9時～ 12時	9時～ 12時	12時～ 15時
合計 参加数	1回	1回	1回	1回	2回	1回	1回
交通費 小計	自宅（静岡市） ～ 伊豆の国 市役所 172km x20円/km =3,440円	自宅（磐田市） ～ JR磐田駅 バス運賃往復 560円 JR磐田 ～ JR安倍川 JR運賃 1,170円 安倍川より伊 豆の国市まで 柴田会員の車 に同乗 JR静岡 ～ JR磐田 JR運賃 1,170円 伊豆の国市か らJR静岡まで 岡井会員の車 に同乗 小計 2,900円	自宅（静岡市） ～ 伊豆の国 市役所 180km x20円/km =3,600円	自宅（磐田市） ～ JR磐田駅 バス運賃往復 360円 JR磐田 ～ JR安倍川 JR運賃 1,170円 安倍川より伊 豆の国市まで 柴田会員の車 に同乗 JR静岡 ～ JR磐田 JR運賃 1,170円 伊豆の国市か らJR静岡まで 岡井会員の車 に同乗 小計 2,700円	自宅（富士宮 市） ～ 伊豆の国 市役所 98km x20円/km x2回 =3,920円	自宅（静岡市） ～ 伊豆の国 市役所 162km x20円/km =3,240円	自宅（静岡市） ～ 伊豆の国 市役所 交通費辞退

交通費合計 = 19,800円

## 2-3. 現地支援活動記録

対象災害：台風19号（2019年10月12日、13日襲来）による被災
支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会からの支援参加要請
防災支援員（記録者）氏名：長嶋滋孔、吉田建彦、角入一典、山之上誠、岩田良明
同行防災支援員氏名：柴田達哉、長嶋滋孔、吉田建彦、岡井政彦、角入一典、山之上誠、岩田良明
現地への交通手段：自家用車なし JR（詳細別途）
支援場所：伊豆の国市役所
支援対象者：伊豆の国市床下浸水家屋等の被災者
支援日時：2019年10月30日（水）、31日（木）
本日の自治体対応：市役所は会議室の場所提供
本日の他士業等活動状況：弁護士、司法書士、行政書士、会計士、建築家3団体
<p>支援業務内容：</p> <p>来訪者（被災者）には入り口で弁護士会が対応し、被災状況に応じ士業別の島に案内する仕組である。また相談日時点では、避難所で生活している被災者はおらず、生活・仕事上の相談事である。なお</p> <p>① 技術士にだけ聞きに来るといふ相談事はなく、他の士業への相談事に加わる形が多い。技術士の場合は建築3団体と机を並べた。</p> <p>② 他士業への相談事に技術士の立場で口をはさむ余地なく、横や後ろで傍聴のみの場合もある。また傍聴できていないケースもあった。</p> <p>③ 当日は床下浸水を認定された被災者が対象であるが、チラシにその旨記載がないこともあって床上浸水の被災者も来訪。</p> <p>10月30日</p> <p>1. 3階建て有料老人ホームの1階（デイサービスに使用）が浸水、電気水道が使用不可。火災保険には14年前加入したが水害は記事がない。保険対象になれないか？</p> <p>→【弁護士、建築3団体、技術士会（長嶋、吉田）の回答】保険会社に話して対応要請するしかない 報告者：長嶋、吉田</p> <p>2. 借地にあるイチゴを作っている農業用ハウスが浸水1.5メートル。儲かっていないので修理よりは廃業したい。ビニールハウス撤去の費用は補助対象にならないか？</p> <p>→【弁護士会の回答】補助はむつかしいが、撤去費用の見積もりを取って、市役所や法テラスに相談するようアドバイス</p> <p>→【技術士会（長嶋、吉田）・弁護士会追加調査】相談者が去ったあと、長嶋会員が持参の農林水産省資料「被災した農業用ハウス等の費用」の資料では補助対象となっていることを見つけた。これを見て永野弁護士が農林水産省に電話確認し、補助は事業継続の場合で廃業は対象とならないとのことがわかり、今回のケースには適用できないので、相談者には特に連絡せず。 報告者：長嶋、吉田</p> <p>3. 自宅が床上浸水(20cm)したがどうすべきか？</p> <p>→【弁護士の回答】見積もりをもらって補助申請をするようアドバイス 報告者：吉田</p> <p>4. カバン修理業者で自宅及び学校訪問などを行っている。保険は県民共済であり、被災した車についてはすぐに振り込まれたが、床上浸水（19cm）については対応がなくどうすべきか？</p> <p>→【弁護士、行政書士の回答】見積もりをもらって補助申請をするようアドバイス 報告者：吉田</p> <p style="text-align: center;">（次ページに続く）</p>

5. 自宅より低い側の隣地宅地とのブロック境界（段差2m、地下水流出痕跡あり）が崩壊しそうであり  
どうすべきか？

→【建築士の回答】民地境界なので公的支援は不可、自力復旧あるのみであり、見積もりを取って対応するようアドバイス

報告者：長嶋、吉田

6. 二階家で一階は60cmの床上浸水し、床、壁、ドアが被災し、二階で暮らしている。補助申請の書き方を教えてほしい

→【行政書士、弁護士の回答】申請の仕方を教示、市役所に詳細説明要請するようアドバイス

報告者：吉田

7. 原木地区の住宅で床上浸水30cm～40cmの浸水被害、どうすべきか？同種2件の相談。

→【建築士、技術士（角入）の回答】床下の泥の撤去と消毒の必要性、影響範囲の壁の断熱材の撤去の方法、業者への見積り依頼方法、伊豆の国市のハザードマップでは当該地区は浸水想定地域であったことなど説明、また住宅再建の技術的な助言

報告者：角入

10月31日

8. 新築5か月で床上16cmの被害。どう対応すべきか？

→【建築士の回答】矩計り図面を見ながら浸水部（特に大引き、根太など）で構造に係る部材の養生の重要性、床下の乾燥に関する方法、堆積した土砂の除去を説明

→【技術士（山之上）の説明】止水に関する技術的な話題に関し、コンクリートの特徴や粗雑な施工で問題になる例を説明

報告者：山之上

9. 床下浸水被害に対応する補修見積りの妥当性はどう考えるか？

→【建築家協会、技術士（岩田）の回答】見積りに疑念がある場合は最低3社から詳細明細の入った見積もりを取られたらどうかとアドバイス

報告者：岩田

#### 技術士会として留意すべき事項

長嶋：伊豆の国市の被災内容が、一部損壊27戸、床上浸水306戸、床下浸水282戸等であり、今回は床下浸水被害を受けた方であるため技術的相談はなかったが、中小企業の生産設備等の被災に対する相談もあると思われる。通産省の支援内容も把握しておきたい。

一部損壊、床上浸水などの住宅被害は建築士さんの対応：国土交通省の支援内容

住宅以外では農地、農業用ハウスの浸水被害があり、農林水産省の支援内容を把握する必要がある。

解体、廃棄物処理に関し自治体の処分場の状況と、環境省の補助についても把握しておきたい。

角入：弁護士会は被災者の立場に立った「支援チェックリスト」「被災時Q&A」等支援マニュアルがしっかりできている。今後被災者支援に関し、技術士会ができることは、具体的な内容は？考えさせられる2日間であった。

山之上：今回は土業連絡会の相談会に初めて参加する機会となり、貴重な時間を割いて参加した各会員はそれぞれ感想をお持ちと思います。会員の実践的な活動について防災委員会でも話題にしていきたい。

吉田：初めての現地支援活動であり、伊豆の国市での第2回相談会や函南町での相談会が終えたら、相談事や各位の感想を基に防災委員会・防災研究会で今後の支援活動につき検討したい。

柴田：何の災害か？どんな被災を受けているか等の報道みでは知り得ないことを市からの情報を事前に得られないか（技術的助言を必要としているか）。

今回は初めてでもあるので支援活動を開始したが、次回からは「本当に技術士会が出てゆき、効果的な相談会にあるか」支部長招集による支援会議の発足の是非を議論する必要があり、そのためにも上記情報が必要ではないか。

（次ページに続く）

今回に限らず、技術士は会は備範囲が広いので、集団で対処しないといけない。今回のような相談会へ出向き、初めて被災者の相談を聞き、どの専門分野の事項かを判断するのでは十分な対応とはいえない。

このような技術士会の特性から「当日参加人員の確保、相談事の受け皿に予測がつかない」などの点から以下の2案を提案する。

- ①このような相談会では、事前の情報調査と1~2名程度の代表者が参加し、「相談事項」を記入してもらい、別途、専門の技術士が相談に回答する（どのような手段で行うかは？）方がよりよい助言ができるのでは。被災者が求めるスピーディーな支援とは異なるが、やはり技術士会という特殊な団体にはこんなステップを経た時間が必要と思う（急がば回れ）。
- ②必要に応じてではあるが、別途、技術的内容に特化した相談会を技術士会で開催する。これには、発災前に静岡県の市町と「技術士会の存在周知PR、各市町に起こりうる災害の想定（ハザードマップ）等」のコミュニケーションを図っておく必要もあるのでは

## 3. 函南町現地支援（11月18日）

## 3-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内

# 令和元年台風19号災害 専門家による**無料** 生活なんでも相談

罹災証明って  
何に使えるの？  
認定は変わらないの？

税金の減額に  
ついて知りたい

事業者にも役立つ  
情報を知りたい

家の修理に  
補助金がもらえる？

**日時** 2019年 **予約不要**

**11月18日** (月) 9:00～17:00

**場所** 函南町役場 1階町民ホール **全て無料**

**内容** 被災された方の生活再建に関する相談・情報提供  
(令和元年台風19号に関する相談が対象)

**主催** 静岡県災害対策士業連絡会

弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・  
公認会計士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・  
社会保険労務士・技術士といった  
多数の専門家団体が構成されています

相談がなくても  
お役立ち情報を  
聞きにきてね

お問い合わせ 静岡県弁護士会 ☎ 055-931-1848  
(静岡県災害対策士業連絡会事務局)  
平日9:00～12:00 13:00～17:00

### 3-2. 函南町現地支援活動概況および費用実績明細

活動概況：静岡県災害対策士業連絡会は台風19号（10月18日、19日襲来）により被災した函南町への支援活動を11月18日行うことになり、日本技術士会静岡県支部も参画した。当該時点では避難所で避難生活している人はおらず、被災者の自宅・仕事など生活上の困りごとに対し他士業とともに相談に応じた。

県支部で支援に赴いた防災支援員と参加日程、交通費を以下に示す。

	山之上誠	山下久吉	吉田建彦
11月18日（月）	9時～15時	9時～17時	9時～12時
交通費小計	自宅（静岡市） ～ 函南町役場  130km×20円/km = 2,600円	自宅（函南町） ～ 函南町役場	自宅（磐田市） ～ JR 磐田駅 バス運賃往復 360円
			JR 磐田 ～ JR 函南 JR 運賃 9,880円 JR 函南より函南町役場まで 山下会員の車に同乗
			函南町役場 ～ JR 函南駅 タクシー 1,080円
			小計 11,320円

交通費合計 = 13,920円

## 3-3. 函南町現地支援活動記録

対象災害：台風19号（2019年10月12日、13日襲来）による被災
支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会からの支援参加要請

防災支援員（記録者）氏名：山之上誠、吉田建彦
同行防災支援員氏名：山之上誠、山下久吉、吉田建彦
現地への交通手段：自家用車なし JR（詳細別途）
支援場所：函南町町役場
支援対象者：函南町被災者
支援日時：2019年11月18日（月）
本日の自治体対応：函南町は会議室の場所提供、相談内容に関し必要に応じ関係部署が相談対応
本日の他士業等活動状況：弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、建築士
<p>支援業務内容：</p> <p>来訪者（被災者）には入り口で弁護士会が対応し、被災状況に応じ士業別の島に案内する仕組である。また相談日時点では、避難所で生活している被災者はおらず、生活・仕事上の相談事である。なお</p> <p>① 技術士にだけ聞きに来るといふ相談事はなく、他の士業への相談事に加わる形が多い。技術士の場合は建築士、司法書士と机を並べた。</p> <p>② 他士業への相談事に技術士の立場で口をはさむ余地なく、横や後ろで傍聴のみの場合もある。また傍聴できていないケースもあった。</p> <p>1. 床上浸水、車2台も破損した被災者は、函南町の査定では準半壊（18点）であるが、自分の見立てでは33cmも浸水しており、支援内容の再検討の相談に乗ってほしい。査定結果のコピーは被災者はもらえてない。</p> <p>→【弁護士、建築士、技術士会（山之上、吉田）の対応】対応士業者で町役場の担当部署を訪れ、住家被害認定調査票の詳細を見せてもらい、被災者の写真や意見も入れて再検討の結果、準半壊（18点）から21点（半壊）に変更できた。</p> <p style="text-align: right;">報告者：吉田</p> <p>2. 床上浸水26cmしたが、1300万円の修理見積書ももらっている。どう対応すべきか？</p> <p>→【弁護士会の回答】まずは加入している保険会社に話してみる。公的補助はその保険会社の対応に応じて検討する。</p> <p style="text-align: right;">報告者：吉田</p> <p>3. 浸水1mではぼ家は半壊、修理よりは解体し、土地は更地にして売却し、現在施設にショートステイしている。県営住宅への入居を申し込んでいて入居許可の可能性はありそう。解体費用189万円は銀行ローンを組めそう。アドバイスを求める。</p> <p>→【弁護士/町役場担当部署（呼び込みでしてもらった）の回答】</p> <p>① 県営住宅入居はするにしても、被災者であることを伝えること（家賃に影響）</p> <p>② 解体への公的補助はありそうを確認してみる（町役場担当部署）。したがって銀行ローンは保留することが賢明。</p> <p>③ 永野弁護士が弁護士会の「生活再建カード」をもとに、再建の道筋を説明した</p> <p style="text-align: right;">報告者：吉田</p> <p style="text-align: center;">〈次ページに続く〉</p>

4. 函南町ダイヤランド分譲地に40年住居を構える老齢ご夫婦の相談。

(建築士からは、ダイヤランドは別荘風に造成された区画も広い宅地分譲地)

現状：台風19号の影響で隣接する別宅地の住居に山側の別地主宅地から土砂が崩壊し下の住居の近くまで崩壊土が押し寄せた。今は、土砂は住居に影響がない程度に重機で押土して収まっている。  
1/2500の宅地平面図と写真で話された。

相談：ほかにも8カ所程度大小の崩壊が発生したが、幸いに人身を巻き込む災害は無かった。今回のような台風がまた来ることも想定すると今後のことを考えどうしたらよいか。

→【弁護士、建築士、技術士(山之上)の回答】

土砂崩壊を起こした宅地の持主が被害を受けた宅地の持主に責任を負うことを弁護士は説明した。上部の宅地は造成のままが図面でも読み取れる。

→【技術士(山之上会員)のアドバイス】

- ① 管理組合が所有する造成当時の設計図書の中に防災工事図面があるのでまずは確認していただきたい。
- ② 造成から40年程度経過。今回表層が崩壊したような写真を見る限り他にも起こり得る可能性があるともみて良いのでは。
- ③ 防災図面で谷部に埋設したドレーンなどについての位置を確認することや目詰まりが起こっていないかなど今後点検も必要かもしれない。マンションで言う大規模修繕に匹敵する補修なども起こり得ることも視野に入れた方がよいかもかもしれません。
- ④ 管理組合と8カ所で崩壊した宅地所有者が一堂に集まり被害の現状を共有することと今後の対応、対策については管理組合に託することで展開がしやすくなるのではという提案をさせていただいた。

報告者：山之上

技術士会として留意すべき事項

山之上：被災者の多くは生活支援に対する補助金の額、税金の減免などへの相談が多く、弁護士を筆頭に他土業の説明が多く横目で眺めるだけでした。技術士会ではそのような法律相談の内容を今後研修会などで知識として持つかどうかレベルアップをするためにも皆さんと意見交換しても良いと思います。

吉田：①同上意見

- ②他土業の人がビブスを着て支援土業を明確にしているように、技術士会も技術士会であることを明確にするため、技術士会のビブスを着用することが必要である。早急な購入を提案したい。

## 4. 伊豆の国市現地支援 第二回 (11月24日)

## 4-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内

令和元年台風19号災害  
 専門家による**無料**  
**生活なんでも相談**

罹災証明って  
 何に使えるの？  
 認定は変わらないの？

税金の減額に  
 ついて知りたい

事業者にも役立つ  
 情報を知りたい

家の修理に  
 補助金がもらえる？

**日時** 2019年 **予約不要**

**11月24日(日) 10:00～16:00**

**場所** 伊豆の国市商工会 本所  
 (伊豆の国市四日町290 ☎055-949-3090) **全て無料**

**内容** 被災された方の生活再建に関する  
**相談・情報提供**  
 (令和元年台風19号に関する相談が対象)

**主催** 静岡県災害対策士業連絡会

弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・  
 公認会計士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・  
 社会保険労務士・技術士といった  
 多数の専門家団体が構成されています

お問合せ 静岡県弁護士会 ☎ 055-931-1848

(静岡県災害対策士業連絡会事務局)

平日9:00～12:00 13:00～17:00

## 4-2. 伊豆の国市第二回現地支援活動概況および費用実績明細

活動概況：静岡県災害対策士業連絡会は台風19号（10月18日、19日襲来）により被災した伊豆の国市への第二回支援活動（主として床上浸水被災者対象）を11月24日行うことになり、日本技術士会静岡県支部も参画した。当該時点では避難所で避難生活している人はおらず、被災者の自宅・仕事など生活上の困りごとに対し他士業とともに相談に応じた。

県支部で支援に赴いた防災支援員と参加日程、交通費を以下に示す。

	角入一典	大嶽陽一	馬淵大畿
11月24日（日）	10時～12時	12時～16時	13時～16時
交通費小計	自宅（富士宮市） ～ 伊豆の国市役所  98km×20円/km =1,960円	自宅（沼津市） ～ 伊豆の国市役所  36km×20円/km =720円	自宅（菊川市） ～ 伊豆の国市役所  180km×20円/km =3,600円

交通費合計 = 6,280円

## 4-3. 伊豆の国市第二回現地支援活動記録

対象災害：台風19号（2019年10月12日、13日襲来）による被災
支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会からの支援参加要請

防災支援員（記録者）氏名：角入一典、馬淵大畿、大嶽陽一
同行防災支援員氏名：角入一典、馬淵大畿、大嶽陽一
現地への交通手段：自家用車
支援場所：伊豆の国市役所
支援対象者：伊豆の国市床上浸水等の被災者
支援日時：2019年11月24日（日）
本日の自治体対応：市役所は会議室の場所提供
本日の他士業等活動状況：弁護士、税理士、建築士、社会保険労務士
支援業務内容： <p>来訪者（被災者）には入り口で弁護士会が対応し、被災状況に応じ士業別の島に案内する仕組みである。また相談日時点では、避難所で生活している被災者はおらず、生活・仕事上の相談事である。なお</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 技術士にだけ聞きに来るといふ相談事はなく、他の士業への相談事に加わる形が多い。技術士の場合は建築3団体と机を並べた。</li> <li>② 他士業への相談事に技術士の立場で口をはさむ余地なく、横や後ろで傍聴のみの場合もある。また傍聴できていないケースもあった。</li> <li>③ 当日は床上浸水を認定された被災者が対象であるが、チラシにその旨記載がないこともあって床上床下浸水に限らない被災者も来訪。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅の再建の相談             <p>床上浸水し、築年数も長いため取り壊し新築することとした。</p> <p>→【士業側の回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域内のため、今回と同様の事は起きる可能性がある。</li> <li>・敷地地盤・基礎を高くし排水を良好にしておく事。</li> <li>・床下点検口・泥出し口・通気口を配置しておく事。</li> </ul> <p style="text-align: right;">報告者：角入一典</p> </li> <li>2. 住宅のリフォームの相談。             <p>床上浸水し、室内の床、壁、ドアが傷んだ。住宅ローンも残っている。なるべく安く回収したい。どの範囲で補助金が出るのか？</p> <p>→【士業側の回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明の一部損壊と半壊の判断で補助金に違いがでる。再度市役所の認定台帳を見せてもらい、どのような裁定になっているか調べる事。</li> <li>・その上で業者の見積を取り比較検討し市役所と再相談することで補助金が増えた事例もある。</li> <li>・リフォームの技術的なことは、建築士が相談にのった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">報告者：角入一典</p> </li> <li>3. 床上浸水した住宅の復旧及び必要な工事についての相談             <p>→【建築士、弁護士の回答】業者からの見積もりの工事内容だけでは工事に着手してからも、追加工事費が発生するおそれがあることを建築士が依頼者に説明した。また、支援金制度について弁護士が依頼者に説明した。</p> <p style="text-align: right;">報告者：馬淵大畿</p> </li> </ol> <p style="text-align: center;">〈次ページに続く〉</p>

- ・浸水想定区域内のため、今回と同様の事は起きる可能性がある。
- ・敷地地盤・基礎を高くし排水を良好にしておく事。
- ・床下点検口・泥出し口・通気口を配置しておく事。

- ・罹災証明の一部損壊と半壊の判断で補助金に違いがでる。再度市役所の認定台帳を見せてもらい、どのような裁定になっているか調べる事。
- ・その上で業者の見積を取り比較検討し市役所と再相談することで補助金が増えた事例もある。
- ・リフォームの技術的なことは、建築士が相談にのった。

4. ゲームセンターの遊戯場が浸水し、内装は張り替えたがビリヤード台が使用不能となった。これを購入する場合、補助金の申請はできるか。
- 【弁護士、税理士、社会保険労務士の回答】内装工事の支払いは、補助申請を行い決定されるまでの間待ってもらうこと、雑損控除の申請には罹災証明が必要なことを弁護士・税理士が説明し、休業補償制度については社会保険労務士・税理士が説明した。
- 報告者：馬淵大畿、大嶽陽一
5. 住み替えする場合の補助金制度について相談があった  
自宅が床上浸水し、半壊以上の被害認定を受けている。新居へ移る場合のアドバイスが欲しい。
- 【弁護士の回答】補助金制度につきが説明した。自宅及び自家用車のローンについては被災者減免制度があり、裁判所調停委員に相談する。なお、自宅の土地を売却して返済する方法がある。
- 【税理士の回答】雑損控除の対象となる場合は、確定申告で申請する。
- 報告者：馬淵大畿、大嶽陽一
6. 半壊した2階建て住宅が半壊状態なので、復旧工事の内容と見積書について相談
- 【建築士の回答】見積書を確認しながら注意点を建築士が依頼者に説明した。  
見積書の内容では追加工事が発生するため、修繕する範囲をしっかりと決めて信頼のおける業者（数社）から相見積書を取る。
- 【弁護士会の回答】被災認定が一部損壊の場合は、被災状況の再調査を申請する。  
住宅ローンの返済には被災者減免制度がある。公営住宅への仮住まいの申請が必要。
- 【税理士会の回答】住宅取得控除及び雑損控除を確定申告する。
- 報告者：馬淵大畿、大嶽陽一
7. 被害が半壊以上なので新築したい。アドバイスして欲しい。
- 【建築3団体の回答】1m以上嵩上げして床下を省エネ等で利用する、他。
- 【弁護士の回答】支援金との関係で、借入金で賄う方が良いと思う。
- 【税理士の回答】雑損控除の対象となる場合は、確定申告で申請する。
- 報告者：大嶽陽一
8. エアコンの屋外機が水没した。修理費用は補助対象にならないか。
- 【弁護士の回答】エアコン単独では難しい。
- 【税理士の回答】雑損控除で申請する場合、減価償却があれば該当する。
- 報告者：大嶽陽一
9. 自宅が床上浸水(40cm)したがどうすべきか。
- 【弁護士の回答】建具や設備などの被災状況を再調査してもらい、一部損壊から半壊以上とする。
- 【建築士の回答】壁内部の保温材が水を吸収しているので取替えが必要、他。
- 【税理士の回答】雑損控除の対象となる場合は、確定申告で申請する。
- 報告者：大嶽陽一

#### 技術士会として留意すべき事項

馬淵：「生活なんでも相談」では、税金、補助金、住宅復旧等の相談が多く、税理士、建築士が対応にあたるケースなので、技術士が対応すべきケースは無かった。「事業再開なんでも相談」などと、事業に関する相談会を行う場合は、技術士が対応すべき相談もあるかもしれないと感じた。

（追記）弁護士・税理士・建築士等は、名称から何の専門家か分かるが、技術士は何の専門家なのか相談者に分かりにくい。技術士の知名度を上げると共に、相談者に分かる様に専門分野を表記・周知しないと、具体的な案件の相談に応じることが出来ないと感じた。

# 台風19号被災者支援活動状況写真

～静岡県災害対策士業連絡会の活動に参加～

2019年10月30日・31日 伊豆の国市役場



10月30日開所直前の様子



10月31日相談会の様子

2019年11月18日 函南町町民ホール



受付の様子



相談会の様子



相談会の様子

2019年11月24日 伊豆の国市商工会韮山支所



相談会の様子

